ホ　対象物質の分析方法に応じ必要となる排水処理のための装置（経済産業大臣が別に定めるものに限る。）	［略］	［略］	
ヘ　温度計（経済産業大臣が別に定めるものに限る。）	［略］	［略］	
ト　ガスメーター（経済産業大臣が別に定めるものに限る。）又は流量計（気体を吸引する機能を有する装置に内蔵されたものを含む。）	［略］	［略］	
チ　U字型マノメーター、傾斜型マノメーター若しくはその他の差圧計及びピトー管式流速計又は熱線式流速計［削る］	［削る］	［略］	
リ　気体を吸引する機能を有する装置	［略］	［略］	
水又は土壌中のダイオキシン類の濃度に係る事業			
イ　［略］	［略］	［略］	
ロ　非自動はかり（経済産業大臣が別に定めるものに限る。）	［略］	［略］	
ハ　イオン交換式、逆浸透膜式若しくは蒸留式の純水製造装置又は純水	［略］	［略］	
ニ　対象物質の分析方法に応じ必要となる排ガス処理のための装置（経済産業大臣が別に定めるものに限る。）	［略］	［略］	
ホ　対象物質の分析方法に応じ必要となる排水処理のための装置（経済産業大臣が別に定めるものに限る。）	［略］	［略］	
七　音圧レベル			
イ・ロ　［略］			
ハ　音圧レベル校正器（経済産業大臣が別に定めるものに限る。）	［略］	［略］	

ホ　対象物質の分析方法に応じ必要となる排水処理のための装置（有害物質の排出を防ぐことができる性能を有するものに限る。）	［略］	［略］	
ヘ　温度計（計量範囲が零度から五百度よりも広いものであって、目量が二度以下のものに限る。）	［略］	［略］	
ト　ガスメーター（一時間当たりの使用最大流量が三百リットルまでの範囲の流量を計測することができるものに限る。）	［略］	［略］	
チ　U字型マノメーター又は傾斜型マノメーター	［略］	［略］	
リ　ピトー管式流速計又は熱線式流速計	［略］	［略］	
ヌ　吸引装置（気体を吸引できるものに限る。）	［略］	［略］	
水又は土壌中のダイオキシン類の濃度に係る事業			
イ　［略］	［略］	［略］	
ロ　非自動はかり（ひょう量が百グラム以上であって感量が一ミリグラム以下のものに限る。）	［略］	［略］	
ハ　イオン交換式若しくは蒸留式の純水製造装置又は純水	［略］	［略］	
ニ　対象物質の分析方法に応じ必要となる排ガス処理のための装置（有害物質の排出を防ぐことができる性能を有するものに限る。）	［略］	［略］	
ホ　対象物質の分析方法に応じ必要となる排水処理のための装置（有害物質の排出を防ぐことができる性能を有するものに限る。）	［略］	［略］	
七　音圧レベル			
イ・ロ　［略］			
ハ　音圧レベル校正器（発生する周波数が二百五十ヘルツ以上であって、〇・五デシベル以上の精度で校正できるものに限る。）	［略］	［略］	